

みよし市業務委託最低制限価格実施要領

(目的)

第1条 この要領は、みよし市が発注する業務委託における最低制限価格制度の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格制度の対象とする業務委託は、競争入札に付す業務のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 予定価格が50万円を超える庁舎その他施設の建物維持管理業務、草刈業務、樹木管理業務、庁舎その他施設の受付、案内等（請負）業務
- (2) 予定価格が50万円を超える測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めるもの

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、予定価格に110分の100を乗じて得た額（入札比較価格）に10分の7を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

(入札の執行)

第4条 契約担当者は、この要領を適用するときは、入札の公告又は指名通知書等に当該価格を設定する旨を記載し、入札参加者に周知するものとする。

2 契約担当者は、最低制限価格を定めたときは、予定価格調書に当該価格を記載するものとする。

(落札者の決定)

第5条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者とする。

(最低制限価格の公表)

第6条 最低制限価格は、非公表とする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年12月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、令和6年4月1日以後に契約を締結する請負契約から適用する。